

■ 交通について

電車や バスなどの 線が たくさん とおっています。毎日の 生活の 中で 便利に 使うことが できます。

■ 電車

◇どんな 乗車券<きっぷ>が あるか

①普通乗車券

ちかい ところへ いくときの きっぷは 自動販売機<きっぷを うる きかい>で 買って ください。
とおい ところへ いくときの きっぷや 特急券<特急に のるときに 必要な きっぷ>などは 駅に
売るところが あります。きっぷの ねだんは 自動販売機の上 に 書いてあります。11歳までの「こ
ども」は はんぶんの ねだんです(中学生は おとなと おなじ ねだんです)。5歳までの ちいさい
こどもは お金は 入りません(小学生は「こども」と おなじ ねだんです)。お金が いらぬのは、
おとなか「こども」1人について、ちいさい こども 2人までです。

②回数券

10枚の ねだんで 11枚の きっぷを 買うことが できます。おなじ 駅の あいだを 何回も のると
きに 便利です。使用期限<いつまで 使うことが できるか>が きまっています。

③定期券

まいにち 仕事や 学校へ いく人は 定期券が 便利です。きまった 駅の あいだを 何回でも 乗
ることが できます。1か月か 3か月か 6か月の 3つの 期間が あります。長いものほど 1回にか
かる ねだんが 安くなります。

◇ICカード式乗車券(Suica(スイカ)と PASMO(パスモ))

定期券にも プリペイド式乗車券<先に たくさん お金を 入れて 使う きっぷ>にもなる カードで
す。カードを 読む きかいがある ぜんぶの 電車と バスで つかうことが できます。のるときに
毎回 お金を 出して きっぷを 買う 必要が なくなります。

Suica は JR東日本で 売っています。自動改札機<駅の中に はいる ときに とおる きかい>に カ
ードを しっかりと のせて とおります。PASMO は、私鉄<JR以外の 電車>、地下鉄、バス会社で
売っています。

◇電車の 種類

- ぜんぶの 駅に とまる 電車:「普通」
- 大きい 駅だけに とまる 電車:「特急」、「快速」、「急行」

◇時刻表<電車が での時間をみる表>

時刻表をみると、電車が何時に駅を出て何時につくかわかります。時刻表では、「午前」、「午後」ということばは使いません。時間は24時間制で書いています(例: 午後3時は15:00、午後11時は23:00と書きます)。

■バス

バスがいくところはまへの面のうえに書いています。

お金のほかに、定期券、回数券、ICカード式乗車券(Suica、Pasmoなど)も使うことができます。

◇お金のほらい方

- どこでおりても同じねだんのバスがあります。停留所<バスがとまる場所>でねだんをみてください。乗るときにお金をはらってください。
- おりるときにお金をはらうバスでは、のるときに「整理券<数字を書いた紙>」をとってください。
- おりたい停留所のすこしまえにきたら、バスについているボタンをおしてください。つぎの停留所でバスがとまります。
- ねだんはバスのなかのいちばんま前に出しています。整理券の番号のところにかいてあるねだんをはらってください。おりるとき、運転手の横にお金をいれるはこがあります。整理券といっしょにお金をいれてください。おつりは出ません。ちょうどのお金を用意してください。11歳までの「こども」ははんぶんのねだんです(中学生はおとなとおなじねだんです)。5歳までのちいさいこどもはお金はいりません(小学生は「こども」とおなじねだんです)。お金のいらぬのは、おとなか「こども」1人について、ちいさいこども2人までです。
- ICカード式乗車券(SuicaやPASMO)をつかうときは、のるところにあるきかいにカードをしっかりとのせてください。おりるときも、お金をいれるはこのところにカードをのせてください。

■タクシー

タクシーは車の上に会社のなまへのしるしがっています。客がのっていないタクシーは、まへのまどに赤い色で「空車<あいています>」とでています。

タクシーは駅のまえなどにあるタクシー乗り場から乗ることができます。道をはしっている空車のタクシーをとめて、乗ることもできます。タクシーの会社に電話して呼ぶこともできます。呼ぶときはべつにねだんがかかりません。日本のタクシーは運転手がドアをあけたりしめたりします。ドアにさわらないでください。

ねだんは、車の大きさ、はした長さ、時間、場所などで変わります。運転手の横にある「メーター」にねだんがでています。朝はやい時間と夜おそい時間や、高速道路をとったときはねだんが高くなります。チップ<お礼のお金>はいりません。

■ 自動車の運転

日本では、自動車や自転車は道のひだりがわをとります。飲酒運転<酒をのんだあとに運転する>は絶対にしないでください。

◇日本で運転するためには、下のどれかの免許証をもっている必要があります。

- ① 日本の免許証
- ② ジュネーブ条約にあった国際運転免許証<外国で使うことができる免許証>
- ③ スイス、エストニア、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾の免許証(日本語の訳が必要です。免許証をつくった国の領事館などが訳したのだけです。)

◇日本で運転できるとき

- ・日本の免許証：有効期間<使うことができる>のあいだ
- ・国際運転免許証と外国の運転免許証：有効期間のあいだ(または日本にはいった日から1年まで)

〈運転免許のことをききたいとき〉

千葉県警察

・千葉運転免許センター

千葉市美浜区浜田2-1

電話:043-274-2000

(電話とファックスがあります。日本語)

・流山運転免許センター

流山市前ヶ崎217番地

電話:04-7147-2000

(電話とファックスがあります。日本語)

<http://www.police.pref.chiba.jp/license/index.html>

◇自分の国の運転免許証から日本の運転免許証に変える

使うことができる外国の免許をもっていて、免許をとったあとその国に3か月以上いた人だけです。

知識審査<日本の運転や交通について知っているかしらべる>と技能審査<運転することができるかしらべる>が必要です(必要がない国もあります)。

手続きをするときは、千葉運転免許センターへ行ってください。

手続きにいくまえに必要なものは、千葉運転免許センターにきいてください。

*流山運転免許センターでは手続きができません。注意してください。

◇日本で あたらしく 運転免許証をとる

自分の国の免許証をもっていない人は、新しく日本の運転免許証をとることができます。日本人とおなじように、運転免許センターで試験を受けて、ごうかくする必要があります。適性試験<からだの試験>、筆記試験<こたえを書く試験>、技能試験<運転する試験>があります。日本では運転をならう学校(自動車学校)へいく人が多いです。運転免許証をとるために必要なことをならいます。交通の勉強や車の運転のしかたなどです。自動車学校の勉強がおわった人は、運転免許センターで技能試験を受けなくていいです。適性試験、筆記試験だけです。(筆記試験は「○」か「×」のどちらかを書く試験です。日本語か英語か中国語でうけることができます。)

*勉強の本

「交通の教則<日本の交通のきまり>」

(英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語)

日本自動車連盟(JAF)でうっています。

全日本交通安全協会が出している「交通の教則」という本を訳したものです。

<http://www.jaf.or.jp/inter/manual/index.htm>

◇運転免許証をとるためにいるものやお金

どんな免許をとるかで、必要なものやはらうねだんがかわります。運転免許センターにきてください。

◇運転免許証の更新<新しいものにかえる>

運転免許証はもらってから3年あとの誕生日までです。そのあと、3年に1回更新する必要があります。優良運転者<いつも安全に運転している人>は5年に1回です。

更新の手続きは運転免許センターかちかくの警察署でできます。

更新のときになると、免許証の住所に、あんないのはがきがきます。誕生日の1か月まえから1か月あとのあいだに手続きをしてください。

詳しいことは運転免許センターにきてください。

◇自動車を登録する<役所に届ける>

自動車をかったときは陸運事務所に登録する必要があります。むずかしい手続きです。

ふつう、車を売る店がかわりにやってくれます。

自動車を登録するとき、税金(自動車重量税<おもさにかかると>、自動車取得税<自動車を買ったとき>、自動車税<自動車をもっている人にかかると>)をはらうこと、保険(自動車損害賠償責任保険・自賠責)にはいることと、自動車保管場所証明(車庫証明)が必要です。印鑑証明かサイン(日本にある大使館で証明したもの)も必要です。

・自動車損害賠償責任保険(自賠責保険):必ずはいる必要があります。

- ・自由に はいる 保険 (任意保険) : 自動車損害賠償責任保険だけでは たりないことが あります。任意保険にも はいって ください。
- ・自動車保管場所証明 (車庫証明) : 自動車をおく 場所があることを 証明する 紙「車庫証明」です。自動車をおく 場所の ちかくの 警察署に もうしこんで ください。

◇自動車の 検査<しらべる> (車検)

自動車が こわれていないか どうか、きまりに あっているか どうかを しらべることが、法律で きまっています。2年か 3年に 1回です。自動車を 新しく 登録したときに 検査があり、自動車検査証が できます。つぎの 検査を いつ うけるかは 自動車検査証に 書いてあります。

検査は 自動車を せいびくなおすこと>する 工場に たのむことが できます。自分で 検査の手続きをすることもできます。

かかる お金 (検査登録申請料・自動車損害賠償責任保険料・重量税・修理代) は とても 高いです。検査の まえに 用意して ください。

◇自動車税

自動車には 毎年 税金が かかります。領収書<レシート>は、車検のときに 必要です。すてないで ください。

■ 原動機付き自転車 (原付バイク)

原動機付き自転車 (原付バイク) に のる人は 免許が 必要です。原動機付き自転車 (原付バイク) を 買ったときは、住んでいる 市区町村の 役所に 登録して ください。毎年 1回、税金 (軽自動車税) を はらう 必要が あります。

■ 日本の 交通について まもってほしいこと

◇道を あるくとき

- ① 歩道<あるく人が とおる ところ>が あるところでは、必ず 歩道をとおって ください。
- ② 歩道が ないところでは、道の 右の 方を あるいて ください。
- ③ 道路を わたるときは、信号を まもって ください。信号が ないところは、横断歩道<道を わたるための しまよりの あるところ>を 使って ください。わたる まえに 左と 右の 安全を しらべて ください。車が 止まってから わたって ください。
- ④ 道へ とびだす<急に はしって出る>ことは 絶対にしないで ください。
- ⑤ 夜は 反射材<車の 電気を 受けて ひかるもの>を からだに つけるか、あかるい 色の ふくを きて ください。

- ⑥ 「歩行者横断禁止」の標識<交通のきまりを書いたしるし>がある場所では、道をわたらないでください。

◇自転車で走るとき

- ① 自転車は車道<車がとおる道>をとおってください。車道の左のしををはして
ください。
- ② あるいている人のじゃまをしないでください。
- ③ 傘をさしたり、スマホをみながら運転しないでください。
- ④ 交差点では止まって、まえやよこをよくみてください。
- ⑤ 暗くなったら電気をつけてください。

◇自動車を運転するとき

- ① 交通のきまりをまもってください。信号や標識をまもってください。
- ② 運転免許をもっていない人やお酒をのんだ人は、ぜったいに運転しないでください。
- ③ 自動車に乗るときは、必ずシートベルト<からだをとめるベルト>をしてください。5歳までの
子どもをのせるときは、チャイルドシート<子どものいす>を使う必要があります。

・防犯登録<ぬすまれたときのための手続き>

自転車は、かならず防犯登録をする必要があります。自転車がぬすまれたときや、なくなったとき
など、防犯登録があればかえってくるかもしれません。防犯登録は、自転車の店などで手続きをし
てくれます。

・自転車等放置禁止区域<自転車を置いてはいけないところ>

駅のまえなどは、自転車等の放置禁止区域になっています。標識が出ています。この場所に
自転車やオートバイを置いたときは撤去<役所の人がほかのところに持っていく>されます。
撤去にかかったお金などをはらう必要があります。自転車を置くときは注意してください。

◇交通事故の相談

交通事故にあった場合、けがや車をなおすお金をはらうなど、いろいろな問題が
おこります。交通事故にあつてこまっている人のために、千葉県には、交通事故相談所
があります。いろいろなことをしている人に相談ができます。ひみつはまもります。お金は
いりません。相談は日本語です。

ちばけんこうつうじ こそうだんじょ
〔千葉県交通事故相談所〕

ほんしよ ちばけんちようほんちようしや かい
・本所(千葉県庁本庁舎2階)

ちばしちゆうおうくいちばちよう
千葉市中央区市場町1-1

でんわ
電話 043-223-2264

ひがしかつしかししよ ひがしかつしかちいきしんこうじむしよ かい
・東葛飾支所(東葛飾地域振興事務所4階)

まつどしこねもと
松戸市小根本7

でんわ
電話 047-368-8000

あわししよ あわちいきしんこうじむしよ かい
・安房支所(安房地域振興事務所1階)

たてやましほうじよう
館山市北条402-1

でんわ
電話 0470-22-7132

そうだん じかん ごぜんじ ひる じ ごごじ ごごじ
相談できる 時間は 午前9時から 昼の 12時までと 午後1時から 午後5時まで

どようび にちようび しゅくじつ がつ がつ
(土曜日、日曜日、祝日と 12月の おわりと 1月の はじめは やすみ)

＊相談を うける人が 千葉県の 35 の 市と 町を まわっています。相談できる 日と 時間などについ
ては、ちかくの 交通事故相談所に きいて ください。